

(法第 33 条第 1 項第 13 号基準関係)

工事施行者の能力

- 1 工事施工者が、下表に該当する開発行為を行う場合においては、計画どおりに当該開発行為を完成させることができる能力を有していること。
- 2 工事施行者の能力は、次の書類により、過去の工事实績、技術者の存否及び数、建設機械の保有数等を勘案し、開発行為の工事施行を適正に履行できると認められる者であること。
 - (1) 工事施行者の法人登記事項証明書
 - (2) 事業経歴書
 - (3) 建設業の許可証明書
 - (4) 建設機械目録及び技術者名簿

※自己用、非自己用、1 h a 以上か否かによって、許可申請書に添付する書類が異なる。
- 3 本号が適用される開発行為の場合、原則として工事施行者はあらかじめ決定されていなければならないが、申請時にやむを得ず工事施行者を未定とする場合は、付された許可条件に基づき、工事施行者の決定後、速やかに報告すること。
 なお、この場合において、上記の工事施行者の能力が確認できる書類を添付すること。

表 工事施行者の能力が求められる開発行為の該当の有無

(○：該当 ▲：該当の場合がある)

	1 h a 未満		1 h a 以上	
	自己用	非自己用	自己用	非自己用
住宅	▲	○	▲	○
住宅以外の建築物	▲	○	○	○
特定工作物	▲	○	○	○

▲ 開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第 1 2 条第 1 項又は第 3 0 条第 1 項の許可を要する場合に当該基準が適用される。